

令和4年稲敷市農業委員会第11回総会

[11月10日]

- 
- 日程 1 議事録署名委員の指名について  
日程 2 報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）  
日程 3 報告第2号 農地法第18条（通知）  
日程 4 議案第1号 農地法第3条（委員会）  
日程 5 議案第2号 農地法第4条（知事）  
日程 6 議案第3号 農地法第5条事業計画変更申請  
日程 7 議案第4号 農地法第5条（知事）  
日程 8 議案第5号 現況証明（農委処分）  
日程 9 議案第6号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）  
日程10 議案第7号 【中間管理権：基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得  
（農用地利用集積計画の公告）  
日程11 議案第8号 【機構転貸（中間管理権・基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項  
（農用地利用配分計画の公告）
- 

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について  
日程 2 報告第1号  
日程 3 報告第2号  
日程 4 議案第1号  
日程 5 議案第2号  
日程 6 議案第3号  
日程 7 議案第4号  
日程 8 議案第5号  
日程 9 議案第6号  
日程10 議案第7号  
日程11 議案第8号
- 

出席委員

1番	墳本典勇君	10番	黒田和夫君
2番	山口幸一君	11番	山下恭一君
3番	横田悌次君	12番	野口克行君
4番	遠藤一行君	13番	山口和彦君
5番	村山文雄君	14番	篠崎惣壽君

6番	木内昌秀君	16番	高須一郎君
7番	吉田武君	17番	篠崎文夫君
8番	内田和新君	18番	川島昇君
9番	宮本信夫君	19番	根本脩君

欠席委員

---

出席説明員

農業委員会事務局長	根本大君
農業委員会事務局長補佐	森田勝君
農業委員会事務局係長	宮本祐司君
農業委員会事務局主査	平沢心平君

---

午後2時開会

○農業委員会事務局長（根本大君） 令和4年11月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（根本脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の出席委員は18名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行っていただきました推進委員8名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

---

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。

お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は8番内田和新委員、9番宮本信夫委員の両名を指名いたします。

---

日程2 報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

○議長（根本脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 議案書1ページをお開き願います。

報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を報告いたします。

6ページまでの10件でございます。この届出は、所有者欄に記載されている方が、申請事由欄に記載がある相続日に死亡したことにより、届出人が、相続により農地の所有権を取得したものであります。なお、備考欄に記載がありますように、いずれの権利取得者も、自作や作業委託により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

---

### 日程3 報告第2号 農地法第18条（通知）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第18条（通知）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君）

報告第2号「農地法第18条（通知）」を報告いたします。

農地法第18条第6項の規定による、賃貸借の解約の通知があったものになります。議案書7ページから14ページまでの14件になります。申請番号1番から13ページの申請番号11番までにつきましては、双方からの合意解約によるものであります。申請番号12番から14番は、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

---

### 日程4 議案第1号 農地法第3条（委員会）

○議長（根本 脩君） 続きまして、「議案第1号農地法第3条（委員会）」を議題といたします。なお、申請番号7番と8番につきましては、関連する案件がありますので、議案第4号で一括して審議いたします。申請番号6番までについて、事務局の説明をお願いします。

平沢主査。

○農業委員会事務局主査（平沢心平君） 15ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条（委員会）」

申請番号1番から申請番号6番でございます。売買による所有権移転4件、賃借権の設定2件でございます。

申請番号1番 駒塚字五反田、田3筆、7, 423㎡、申請番号2番 須賀津字須賀津、田1筆、4, 209㎡、申請番号3番 佐原下手字下手、田2筆、2, 381㎡についてでございますが、受人が経

営規模拡大のため買い受けるものでございます。なお、申請番号3番については、行方市発行の耕作証明書が添付されており、受人が120アールの農業経営をしていることを確認しております。

申請番号4番 上須田字上須田、田6筆、3,715.45㎡、申請番号5番 上須田字上須田、田1筆、2,636.36㎡についてでございますが、受人が農業経営開始のため、解除条件付きで、賃借権の設定をするものでございます。

申請番号6番 浮島字関谷、田3筆、2,345㎡についてでございますが、農地中間管理機構が行う特例事業により、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号申請番号1番から6番までの説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○18番（川島 昇君） 18番川島です。申請番号1番について、報告いたします。

11月6日に荒井推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しております。農作業従事日数は250日、経営面積653アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号2番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○13番（山口和彦君） 13番山口です。申請番号2番について、報告いたします。

11月5日に中沢推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は270日、経営面積1,600アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号3番から5番について、わたくし根本より報告をいたします。

19番根本です。申請番号3番について、報告いたします。

11月7日に平山推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、サツマイモを栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、耕運機1台を所有しております。農作業従事日数は210日、経営面積120アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。続きまして、申請番号4番、5番について、報告いたします。

11月7日に高城推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は建設業発電施設事業を営んでいる法人であります。農機具の所有状況は、代表者がトラクター1台、

トラック1台を所有しております。農作業従事日数は150日、経営面積63アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、耕作されなくなった時には賃借権を解除する条件つきで、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） 申請番号6番については、農地中間管理機構が行う特例事業による案件のため、調査報告を省略いたします。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条（委員会）」の申請番号6番までを採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

#### 日程5 議案第2号 農地法第4条（知事）

○議長（根本 脩君） 議案第2号「農地法第4条（知事）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 18ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第4条（知事）」でございます。

申請番号1番 上根本字天神前、畑1筆、197㎡についてですが、申請地は、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。申請人は、兼業農家であり、農業事業の拡大のため収穫作物等の保管施設が必要となり、農業用倉庫1棟82.77㎡を建築する計画です。これで、議案第2号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員からの調査報告を山口幸一委員よりお願いいたします。

○2番（山口幸一君） 2番山口です。申請番号1番について、去る7日、沼崎推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、農業用倉庫用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第4条（知事）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

#### 日程6 議案第3号 農地法第5条事業計画変更申請

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第3号「農地法第5条事業計画変更申請」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 19ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条事業計画変更申請」でございます。

申請番号1番 上須田字上須田、田6筆、14.29㎡についてですが、令和3年1月総会で許可をいたしました案件の承継を伴う変更でございます。当初転用者が営農型太陽光発電事業をできなくなったため、新たな営農型太陽光発電事業を行う者に事業計画全部を承継し、営農型太陽光発電施設用地として転用するものでございます。当該農地につきましては、令和3年1月総会にて許可していることから、別紙審査表のとおり許可基準に該当するものと考えられます。以上、議案第3号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き、調査委員からの調査報告をわたくし根本より報告いたします。

○議長（根本 脩君） 19番根本です。申請番号1番について、去る7日、高城推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、事務局の説明通り間違いなく、新たに承継した事業者が、営農型太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないので、問題ないと思われまふ。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

篠崎惣壽委員。

○14番（篠崎惣壽君） 地目が田から雑種地に変更されていますが、どちらが本当ですか。

○農業委員会事務局係長（平沢心平君） 下部は基本的には農地、柱の部分だけは一時転用となります。今回の案件は更に複雑で、一度許可されている場所で事業者が変わるので、計画変更申請が提出されています。一度許可されているので、現況地目が雑種地、登記簿地目は田となります。

○14番（篠崎惣壽君） 分かりました。

○議長（根本 脩君） そのほかにごありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「農地法第5条事業計画変更申請」を採決いたします。本案は、申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

#### 日程7 議案第4号 農地法第5条(知事)

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第4号「農地法第5条(知事)」を議題といたします。申請番号14番につきましては、のちほど一括で審議いたしますので、申請番号13番までについて事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長(宮本祐司君) 20ページをお開き願います。

議案第4号「農地法第5条(知事)」でございます。

申請番号1番 上君山字東前、畑2筆、920㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、545ワットパネル140枚設置。

申請番号2番 上君山字栗山、畑1筆、1,483㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、540ワットパネル140枚設置。

申請番号3番 上君山字大塚、畑1筆、935㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、545ワットパネル140枚設置。

申請番号4番 上君山字大塚、畑1筆、1,933㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、545ワットパネル140枚設置。

申請番号5番 羽賀字平、畑1筆、766㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、545ワットパネル140枚設置。

申請番号6番 高田字前原、畑2筆、1,627㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、545ワットパネル140枚設置。

申請番号7番 月出里字花指、畑1筆、1,023㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、545ワットパネル140枚設置。

申請番号8番 犬塚字天神、畑1筆、2,144㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、545ワットパネル214枚設置。

申請番号9番 幸田字坊田、畑3筆、1,106㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、560ワットパネル172枚設置。

申請番号10番 伊佐津字寺台、畑2筆、1,433㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、310ワットパネル360枚設置。

なお、申請番号1番から10番については、土地改良区域外で周囲を宅地や山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、経済産業省の事業計画認定の協議または事業者との売電契約等を了しております。

申請番号11番 江戸崎字中谷原、田1筆、131㎡についてですが、農地区分については、土地改良区内で農用地区域内の農地であります。申請人は、つくば市に工事事務所を有し、高速道路の建設等の事業を営む法人で、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）4車線化事業に伴い、一時的な工事用車両の待機場が必要となり、申請地が最適な為、申請に及んだものでございます。一時転用期間は、令和6年11月30日までの2年間で、農地復元工程表が提出されております。また、土地改良区からの意見書を得るなど、他法令との協議も了しております。なお、申請地は、農地区分が農用地区域内と区分されておりますが、仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行われるものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要な場合であること、かつ、農振整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に該当します。

申請番号12番 神宮寺字大道、畑1筆、834㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、545ワットパネル134枚設置。非線引き区域、土地改良区域外で周囲を山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。

申請番号13番 西代字東田、他1地区、田1筆、畑1筆、575㎡についてですが、申請地は、非線引き区域で10ヘクタール以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断いたしました。申請人は、現在の建物が老朽化し敷地も狭いため、新たに申請地に自己住宅を建築するものでございます。事業計画は、木造2階建て、97.72㎡の自己住宅および物置1棟を建築し、取水は水道、汚水・雑排水は、下水道へ放流する計画です。なお、申請地は第1種農地と判断しましたが、農地法施行規則第33条の4、住宅等の施設で集落に接続して設置されるものに該当します。これで、議案第4号申請番号1番から13番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番から5番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○1番（墳本典勇君） 1番墳本です。申請番号1番から5番について、去る7日、岡野推進委員、清原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号6番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○14番（篠崎惣壽君） 14番篠崎です。申請番号6番について、去る7日、藤巻推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号7番、8番について、横田委員より報告をお願いいたします。



○3番(横田悌次君) 3番横田です。申請番号7番、8番について、去る7日、古渡推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

続きまして、申請番号9番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○13番(山口和彦君) 13番山口です。申請番号9番について、去る7日、板橋推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

続きまして、申請番号10番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○4番(遠藤一行君) 4番遠藤です。申請番号10番について、去る7日、海老原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

続きまして、申請番号11番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○5番(村山文雄君) 5番村山です。申請番号11番について、去る7日、根本推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、一時的に圏央道4車線化事業の工事用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

続きまして、申請番号12番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○7番(吉田 武君) 7番吉田です。申請番号12番について、去る7日、田仲推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

続きまして、申請番号13番について、わたくし根本より報告いたします。

19番根本です。申請番号13番について、去る7日、坂本推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑

がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君）

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「農地法第5条（知事）」の申請番号1番から13番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号の申請番号7番、8番と議案第4号の申請番号14番が、いずれも所在と申請人が同一の営農型太陽光発電施設設置のための申請でありますので、一括議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 16ページをお開き願います。

議案第1号 申請番号7番 上須田字上須田、田5筆、2, 310㎡、申請番号8番 上須田字上須田、田1筆、2, 644㎡、次に24ページをお開き願います。

議案第4号 申請番号14番 上須田字上須田、田6筆、14, 29㎡、についてですが、申請人が営農型太陽光発電施設用地としてパネル設置のための支柱部分等を一時転用するものでございます。申請地は、非線引き区域で10ヘクタール以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断いたしました。270ワットパネルを1, 296枚設置し、下部農地で牧草を栽培する計画で、経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。以上、議案第1号申請番号7番、8番、議案第4号申請番号1番、4番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をわたくし根本より報告いたします。

19番根本です。議案第1号申請番号7番、8番及び議案第4号申請番号14番、営農型太陽光発電について、去る7日、高城推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、下部農地で営農をしながら太陽光発電施設として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君）

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条(委員会)」の申請番号7番、8番と、議案第4号「農地法第5条(知事)」の申請番号14番を一括採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

#### 日程8 議案第5号 現況証明(農委処分)

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第5号「現況証明(農委処分)」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長(宮本祐司君) 25ページをお開き願います。

議案第5号「現況証明(農委処分)」

登記地目変更のための非農地証明書の交付3件でございます。

申請番号1番 高田字天ノ宮、畑1筆、1,012㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号2番 柴崎字居鍵、田2筆、987㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号3番 古渡字大坪、畑1筆、770㎡についてですが、平成3年頃より宅地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。以上で議案第5号の説明を終わります。

○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○14番(篠崎惣壽君) 14番篠崎です。申請番号1番について、去る7日、村山委員と推進委員の藤巻委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

続きまして、申請番号2番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○4番(遠藤一行君) 4番遠藤です。申請番号2番について、去る7日、山口委員と推進委員の海老原委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

続きまして、申請番号3番について、野口委員より報告をお願いいたします。

○12番（野口克行君） 12番野口です。申請番号3番について、去る7日、吉田委員と推進委員の渡辺委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、平成3年頃から、宅地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「現況証明（農委処分）」を採決いたします。本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

#### 日程9 議案第6号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第6号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 26ページをお開き願います。

議案第6号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

新規設定が、17件、48筆、117,856㎡、再設定が、6件、18筆、53,046㎡の利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございますが、申請番号2番につきましては、登記地目が畑ですが、現況は田です。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第6号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

日程10 議案第7号 【中間管理権：基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第7号【中間管理権：基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 40ページをお願いします。

議案第7号【中間管理権：基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理の取得（農用地利用集積計画の公告）についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

今回は、3件、9筆、15,738㎡についての利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第7号【中間管理権、基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

日程11 議案第8号 【機構転貸（中間管理権・基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第8号【機構転貸（中間管理権・基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 42ページをお願いします。

議案第8号【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

新規配分が3件、9筆、15,738㎡、再配分が3件、7筆、21,600㎡の配分計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。  
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第8号【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、令和4年11月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後3時03分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

8番委員 内 田 和 新

9番委員 宮 本 信 夫